

1	銘柄名称	Y C Pホールディングス(グローバル)リミテッド J D R
2	銘柄コード	92570
3	新規記録に係る振替受益権の総数	616,300 □
4	新規記録日	2024年1月17日

上記以外の銘柄情報は、2 頁目以降を御参照ください。

別紙

①	銘柄名称	YCPホールディングス(グローバル)リミテッド JDR
②	当初の委託者の氏名又は名称及び住所	野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 13 番 1 号
③	受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所	(共同受託者) ■ 三菱UFJ信託銀行株式会社 〒100-8212 東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 ■ 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 〒105-8579 東京都港区浜松町二丁目 11 番 3 号
④	各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期(弁済期の定めがないときは、その旨)その他の受益債権の内容	(現金配当等) 発行会社は、受託株式につき現金配当等を行う場合には、合理的期間内に、受託者にその金額、発行会社がシンガポール共和国で設定した発行会社株式にかかる第 19 条第 1 項第 1 号に定める権利にかかる基準日及び現金配当等を行う日を書面により通知することとします。 2 受託者は、カストディアンから前項の通知にかかる現金配当等の金額の入金の連絡を受け次第、第 18 条に従い円貨に変換します。 3 受託者は、次の方法により、受益権一口当りの信託分配単価の算出を行います。信託分配単価は、前項により変換された円貨総額から別紙 2 に規定する金額を上限とする分配金支払に関する手数料を控除した残額を、受益権の総口数で除して算出するものとします。 4 受託者は、現金配当等にかかる権利確定日現在の受益者に対して、前項に規定する受益権一口当たりの信託分配単価を基準に、受益権の口数に応じて信託分配額を算出し、源泉所得税(地方税を含みます。)を適用される範囲で控除した残額を分配します。その算出の際に生じた 1 円未満の端数は、切り上げるものとし、当該切り上げによって生じた分配に必要な金銭の不足額は、受託者の信託報酬を減額することにより補充します。 (分配金支払の方法) 受託者は、第 20 条の定めによる分配については、受益者の選択に従い、銀行振込による方法又は払出証書等による方法その他受託者が指定する方法によって行います。 2 受託者が銀行振込による方法によって支払を行う場合、受益者の指定する銀行口座への振込手続が完了した時に、受託者は第 20 条に定める分配義務を履行したものとみなされます。 3 受託者が払出証書等による方法によって支払を行う場合、受益者は、受託者が別途指定する者(受託者その他金融機関及び郵便局を含みますが、これらに限られません。)に対し払出証書等を提出することにより、当該金銭を受領します。この場合、受託者は、受益者が当該金銭を受領した時に第 20 条に定める分配義務を履行したものとみなされます。 4 受益者は、払出証書等による方法によって分配を受ける場合、当該分配にかかる支払が可能となった日から1箇月後の応当日(以下「分配交換期限日」といいます。)までに当該分配にかかる支払を受領するものとします。 5 受託者は、分配交換期限日の翌銀行営業日(以下「振替分配日」といいます。)に、未払となっている分配にかかる金銭を受託者の固有財産である銀行勘定に帰属させる方法により分配を行います。受益者は、振替分配日以後は、受託者の固有勘定に対し分配にかかる金銭の支払を請求する債権(当該債権に利息は生じないものとします。以下「分配代り金支払請求権」といいます。)を取得します。この場合、受託者は、受益者が分配代り金支払請求権を取得した時に第 20 条に定める分配義務を履行したものとみなされます。 6 受益者が分配代り金支払請求権を振替分配日から 10 年間行使しないときは、分配代り金支払請求権は時効により消滅するものとします。 (信託の一部解約による金銭受領の禁止) 受益者は、本信託の一部を解約して金銭を受領することはできません。 (残余財産の給付等) 残余財産は、受益者がその給付を受けます。かかる残余財産の給付は、信託終了日を権利確定日として、当該日における受益者のみがこれを受領する権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。 2 受託者は、本信託が終了した場合においては、本受益権のすべての金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。 3 受託者は、かかる本信託の清算手続において、受託株式の償還等により受領した金額又は残余財産である受託株式(又はその残余財産)を適当な方法を用いてその裁量で処分して受領した金額から別紙 2 に定める手数料(以下「残余財産給付手数料」といいます。)及びこれに係る源泉徴収額、消費税等の相当額並びに信託費用(もしあれば)を控除した金額を、他の金銭(もしあれば)と共に受益者に給付するものとします。ただし、当該処分が困難であると合理的に見込まれる場合、受託者は、処分を行うことなく、当該受益者が保有する本受益権の口数から、受益権付与率を除いた口数の受託株式を受益者に対し交付することができます。なお、受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。 4 受託者は、前項の清算手続に際して外貨を受領した場合には、第 18 条に準じて円貨に変換します。 5 受託者は、受託者が清算手続で受領した金銭に係る付利の義務を負わず、付利を行いません。また、受託者は、清算手続において、他の金融機関で生じた金利等も給付せず、当該金利等を第 3 項の手数料として収受することができます。 6 受託者は、第 3 項の金銭の給付については、銀行振込による方法、証券口座振込による方法、又は払出証書等による方法その他受託者が決定する方法(当該時点で実施可能な方法に限りです。)によって行います。 7 受託者が銀行振込による方法又は証券口座振込による方法によって給付を行う場合、受益者の指定する銀行口座又は証券口座への振込手続が完了したときに、受託者は本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。

		8 受託者が払出証書等による方法によって給付を行う場合、受益者は、受託者が別途指定する者（受託者その他金融機関及び郵便局（銀行代理業者）を含みますが、これらに限られません。）に対し当該証書を提出することにより、当該金銭を受領します。この場合、受託者は、受益者が当該金銭を受領したときに本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。 9 受益者は、払出証書等による方法によって給付を受ける場合、当該給付に係る給付交換期限日までに当該給付に係る支払を受領するものとします。 10 受託者は、振替分配日に、未払となっている給付に係る金銭を受託者の固有財産である銀行勘定に帰属させる方法により給付を行います。受益者は、振替分配日以後は、受託者の固有勘定に対し給付に係る給付代り金支払請求権を取得します。この場合、受託者は、受益者が給付代り金支払請求権を取得したときに本条に定める給付義務を履行したものとみなされます。 11 受益者が給付代り金支払請求権を振替分配日から 10 年間行使しないときは、給付代り金支払請求権は時効により消滅するものとします。 12 受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、本条に基づく処理の結果に関して受益者に生じる一切の損害等について責任を負いません。 13 第 68 条又は本条に基づく信託財産の交付又は処分については、発行会社又は受託者に適用される法令等（シンガポール共和国の法令等を含みます。）において譲渡制限又はそれに類する制限がある場合には、それに従うものとします。
⑤	受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容	—
⑥	当該受益証券発行信託において、受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定め	—
⑦	受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め	（信託費用） 信託費用は、本契約に特段の定めがある場合を除いて発行会社の負担とし、発行会社は受託者と別途合意する内容に従ってかかる信託費用を受託者に支払います。 2 受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるには、信託法第 48 条第 3 項の規定にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しません。 3 本契約又は信託法で許容される場合を除き、受託者は、すべての受益者の承諾がなければ、本信託又は本信託財産にかかる費用にあてるために本信託財産を使用又は処分できません。
⑧	信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期	（信託報酬・手数料） 受託者は、本契約及び発行会社又は委託者が受託者と別途合意する内容に従い、本契約にかかる信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額を受受することができものとします（ただし、受託者が本信託財産又は受益者から受受する信託報酬及び手数料並びにこれにかかる消費税及び地方消費税相当額については本契約に定めるものに限られるものとします。）。2 第 14 条第 1 項により信託財産に帰属した利息及び信託財産から生じた利息等は、第 28 条第 2 項又は第 70 条第 1 項に定める計算期間内に生じたものにつき、当該計算期間の計算期日の翌日に受託者が信託報酬として全額受領します。 3 受託者は、第 20 条第 3 項により生じた手数料、第 63 条第 7 項により生じた手数料、第 69 条第 3 項により生じた手数料を、その発生の都度信託報酬又は手数料として全額受領します。 4 本契約又は信託法で許容される場合を除き、受託者は、すべての受益者の承諾がなければ、本信託又は本信託財産にかかる報酬にあてるために本信託財産を使用又は処分してはなりません。
⑨	受益者の権利の行使に関する信託行為の定め（信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。）	（受益者の権利行使） 本信託においては、6 箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第 44 条第 1 項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。 （受託者の行為の差止め請求） 本信託においては、6 箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第 44 条第 1 項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。 （受益者の意思決定） 受益者の意思決定は、本条に定める方法（以下「受益者決議手続」といいます。）により行います（第 43 条第 1 項に定める議決権行使等指図権行使手続又は第 44 条第 2 項に定める指図権行使手続を行う場合を除きます。）。2 受益者決議手続は、受託者が必要と認める場合には、いつでも、行うことができます。受託者は、受益者決議手続を行おうとする場合は、合理的期間内に、受益者決議手続を行う旨を発行会社に対し書面により通知します。当該通知は受益者決議手続が行われる旨と、想定される実施日を含むものとします。 3 総受益権口数の 100 分の 3 以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。受託者は、かかる受益者決議手続の請求があった場合には、前項に基づき、受益者決議手続を行うものとします。 4 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、第 19 条第 1 項第(7)号に基づき受益者決議手続における投票権についての権利確定日を設定し、当該権利確定日の 2 週間前までに、当該権利確定日を公告します。 5 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならないものとします。 (1) 受益者決議手続の決議日（以下「受益者決議日」といいます。） (2) 受益者決議手続の目的である事項があるときは、当該事項 (3) 受益者による投票権行使のための受託者所定の書面（以下「投票権行使書面」といいます。）の提出期限（以下「投票権行使期限」といいます。） 6 受益者決議手続を行うには、受託者は、受益者決議日の 2 週間前までに、第 4 項の権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対し、書面をも

		ってその通知を発ししなければならないものとします。受託者は、当該通知の写しを発行会社へ送付することとします。当該通知には、前項各号に掲げる事項を記載し、投票権行使書面を添付しなければならないものとします。また、受託者は、かかる通知に際しては、投票権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を添付することができます。 7 受益者は、受益者決議手続において、その保有する受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。ただし、受益権が当該受益権にかかる信託の信託財産に属するときは、受託者は、当該受益権については、投票権を有しないものとします。 8 受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数の投票により成立し、投票の過半数をもって行います。ただし、信託法第 42 条の規定による責任の免除にかかる意思決定の方法についての信託行為の定めは、すべての受益者の一致によってこれを決するものとします。また、決議の結果、賛成又は反対の投票数のいずれもが、投票の過半数に達しなかった場合においては、当該受益者決議手続の決議は行われなかったものと扱います。 9 受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができるものとします。 10 投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成又は反対のいずれの投票も行わなかったものとみなします。 11 受益者決議手続の決議は、本信託のすべての受益者に対してその効力を有するものとします。 12 受託者は、受益者決議手続の決議の結果(第 8 項の規定に従い、受益者決議手続の決議が行われなかったものとみなされる場合はその旨)について、受益者及び発行会社に報告するものとします。 13 本条の他の規定にかかわらず、各委託者若しくは全委託者の権利を害し、又は委託者に債務若しくは義務を課し、又はその他悪影響を及ぼすことになる事項に関して、受益者は、受託者に対して、受益者決議手続を請求することはできず、また受託者はかかる受益者の請求には応じません(ただし、受益者の請求に応じないことが法令等の違反を構成する場合を除きます。) (信託監督人及び受益者代理人) 信託監督人及び受益者代理人はありません。
⑩	限定責任信託の名称及び事務処理地(当該受益証券発行信託が限定責任信託である場合に限る。)	—